⑵　情報共有に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

㈱　特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

㈱　情報交換の手順について記載した資料を添付すること。

3　特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの貯蔵施設の共同利用に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

共同利用を行う石油ガスの貯蔵施設

特定石油ガス輸入業者等の名称	石油ガスの貯蔵施設の名称	住所
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）
		（郵便番号　　） 電話番号（　　）

㈱　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

㈱　共同利用の手順について記載した資料を添付すること。

4　特定石油ガス輸入業者等による石油ガスの輸送に係る協力に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が行う石油ガスの輸送に係る協力

㈱　石油ガスの輸送に係る協力の手順について記載した資料を添付すること。

5　特定石油ガス輸入業者等の地域の防災協定などへの参画状況

6　本届出書の計画を実施するための訓練に関する事項

・本届出書の計画を実施するための訓練の実施時期

・本届出書の計画の実施訓練の実施内容

㈱　実施訓練の詳細な内容を記載した資料を添付すること。

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

3　必要に応じて、詳細資料を添付すること。

Ⅱ．石油ガス販売事業者

1　本届出書の計画が対象とする地域

区分	
地域	

㈱　第26条の６の表に掲げられるいずれかの地域を記載すること。

2　特定石油ガス輸入業者等の相互の連絡に関する事項

⑴　連絡体制構築に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等の連絡体制に関する事項

特定石油ガス輸入業者等の名称	担当責任者の名称（役職）	電話番号

㈱　災害時に連絡のつく衛星電話等を配備している場合は、平時の電話番号に加え、衛星電話等の電話番号も記載すること。

㈱　特定石油ガス輸入業者等が組織する団体の担当者も経済産業省との連絡を行う場合は、当該団体の名称、担当者の役職及び電話番号を末尾の欄に記載すること。

⑵　情報共有に関する事項

○法第33条第１項に規定する経済産業大臣の勧告がなされた場合において特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行う事項

㈱　特定石油ガス輸入業者等が情報交換を行うために共有する様式を添付すること。

㈱　情報交換の手順について記載した資料を添付すること。